

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業塩江地区（農業用排水施設））計画を平成22年12月10日変更した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成23年1月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造